2022年度京都ボランティアバンク補助金

ボランティア活動継続支援補助金（すてっぷ）と

ボランティア活動特別補助金（じゃんぷ）の違いについて

	ボランティア活動継続支援補助金（すてっぷ）	ボランティア活動特別補助金（じゃんぷ）
目的	ボランティア活動の「継続」を支え、持続的な活動となることを支えるために補助を行う。	ボランティア活動の「発展」を支えることを目的とし、地域の実情に合わせた新たな取組みやグループの活動の幅を広げる取組み等に対して補助を行う。
対象団体	設立から6年以上（2015年3月31日以前に設立されたグループ）であることが条件。	ボランティアグループとして、1年以上の活動実績があることが条件となっているため、設立から6年未満であったとしても（「スタートアップ支援補助金（ほっぷ）」の対象期間であったとしても）申請する事が可能。
対象となる取り組み	【基本的な考え方】 申請した活動・物品購入を行うことで団体の活動継続にとってプラスになるものやそれを目的としたもの（結果的でなく）	【基本的な考え方】 申請した活動・物品購入を行うことで新たな活動が展開され、地域・住民にとってプラスになるものやそれを目的としたもの（結果的でなく）
	【活動への補助の場合】 補助を受ける活動を行うことで、新たなボランティア活動者の参加や定着が期待できるもの、あるいは既存の活動者の継続的な活動への意欲を高めることが出来るものといった「活動者」が活動を「継続」する一助となる取り組みが対象となります。 しかし、既に団体が例年取り組んでいる取り組みについては、経常経費にあたり対象外となるのでご注意ください。 （例） 団体内向けのスキルアップとなる研修・視察（内部研修）を実施する。	【活動への補助の場合】 地域の課題や住民のニーズに対し、新しく始めるもの、グループの活動の対象や幅を広げ、今まで手の届かなかったところへ活動を広げるもの、ボランティアグループの周年に関するもの（10周年以上が目安となります）といった活動の規模が大きくなる取り組みが対象となります。 （例） 今までは地域の高齢者向けに傾聴の技術やコミュニケーション術等の養成講座を企画していたが傾聴活動のニーズの高まりを受け、養成講座の対象を拡大し、分野を問わないものとする。

	【物品購入への補助の場合】 　現在の活動を継続していくうえで必要不可欠な物品等の買い替えや修理、補充が対象となります。 　年間の活動の際に使用する消耗品（印刷紙や筆記具等）については経常経費にあたり対象外となります。 （例 1） 　紙芝居を用いた読み聞かせ活動を行っている。活動にあたって、ハンズフリーの拡声器を使用していたが老朽化に伴い故障したため修理したい。また、活動者が増えたため、追加補充も行いたい。 （例 2） 　今まで、個人所有のパソコンを使用し、団体内（会員）向けの会報を作成していた。効率も悪いため、団体所有のパソコンを購入したい。	【物品購入への補助の場合】 　【活動への補助】の際に必要な物品購入に対して補助を行います。あくまで、申請した活動を行うために使用する物品の購入となるため、日頃から団体で使用している物品の追加補充は対象となりません。また、申請した活動を行うためになぜその物品が必要となるのかを申請書に明確に記載してください。 （例 1） 　おもちゃ病院の活動において、外国製のおもちゃについては修理部品の入手が困難なため、お断りをしていた。3D プリンタを購入する事で、修理部品を作成が可能となり、今まで断ってきた外国製のおもちゃ修理を請け負うことが出来る。（活動規模の拡張や充実における備品購入） （例 2） 　今年度より、地域住民へ情報を発信すべく、会報の作成を始めたい。しかし、団体所有のパソコンがないため購入したい。(活動規模の拡張や充実における備品購入）